

27年漁獲可能量（TAC）設定のポイント(案)

26年11月

水産庁

27年TACの設定に当たっては、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」の規定に則り、また、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（以下、「基本計画」という。）」に定める理念、方法等に基づくとともに、特に、以下の考え方により行うこととする。

- 1 TACの設定については、漁業の経営事情を勘案しつつ、ABCを可能な限り超えることのないようにする。
- 2 より直近の資源動向等を踏まえてTACを設定するために、TACの設定時期については、各魚種の管理期間に合わせて以下の時期を目安とする。

魚種	管理期間	27年漁期TAC 設定時期
まあじ、まいわし	1月～12月	26年11月
すけとうだら、するめいか	4月～3月	27年2月
さんま、さば類、ずわいがに	7月～6月	27年5月

- 3 資源の将来予測等には精度の限界があることを踏まえ、「TAC期中改定の基本ルール（平成21年5月公表）」に基づき、漁海況の見通しが直近の資源評価から想定される状況より大幅に改善されることが見込まれる場合には、新たな科学的データ等を用いて速やかに資源の再評価を行い、その結果を踏まえて漁獲可能量を改定する（「基本計画」第3の5）。また、まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行う。（「基本計画」第3の3及び4注2）。
- 4 主たる生息水域が外国水域にある資源（すけとうだらオホーツク海南部・根室海峡及びずわいがにオホーツク海系群）については、我が国水域への来遊状況に年変動があることを考慮して、来遊状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量をベースにTACを設定する。